

令和6年度 移住促進に関する戦略的広報PR業務委託に係る 企画提案プロポーザルの実施要領

本公募は県からの補助金交付決定を前提としたものであり、交付決定後に効力を生じるもので
す。県において交付決定されなかった場合、または交付決定の状況に変更があった場合は、契約を
締結しないことまたは交付決定の状況に応じた契約となることがあります。これにより、事業者に
おいて損害が生じた場合、財団ではその損害について一切負担いたしませんので、あらかじめご了
承ください。

1. 概 要

この要領は、ふるさと島根定住財団（以下、財団）が実施するU I ターンしまね推進事業を進めるに
あたり、島根県への移住促進を図るための戦略的な広報PRの企画提案を募集し、財団とともに事業実
施する事業パートナーについて、総合的な審査により選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 目 的

地方創生の取り組みが全国で展開される中、移住支援に関しても地域間競争が激化している。オール
しまねで取り組む移住支援体制、移住支援メニュー等においては、全国的に見ても充実しているものの、
まだまだ島根県の取り組みの知名度は低く、その成果を最大限のものとするためにも、より戦略的で効
果的な広報活動をしていくことが不可欠である。

本業務では、都市部で暮らす20～30代の若者に対し、島根で暮らすことの魅力を訴求力高く発信
するとともに、財団が取り組む事業やイベントのPRを効果的に行うことで、「島根県に行ってみたい」
「島根県に移住したい」という気持ちの変化や行動の変化を促し、島根県への移住促進につながること
を目的とする。

3. 委託業務の内容

(1)業務名	令和6年度 島根県移住促進に関する戦略的広報PR業務委託
(2)事業期間	契約締結の日から令和7年3月31日（月）まで
(3)委託金額	委託業務にかかる委託金額は8,500,000円（消費税及び地方消費税を含む） を上限とする。 ※上記の金額には、企画提案書に基づく委託業務の全て（企画内容の実施にかかる 費用等）の費用を含むものとする。 ※上記の金額は、提案に当たっての目安となる額であり、契約額は別途設定する予 定価格の範囲内で決定するため、上記の金額と必ずしも一致しない。
(4)業務内容	本業務の実施に当たっては、受託者は戦略的な広報PRの企画提案を行うとともに、スケジュール作成・管理や本業務に付随する情報提供等を行うこと。 ア) 全体的な企画策定 イ) イベント及びサイトの広告配信計画 ・SNS等のオンラインメディア・オフラインメディアの活用 ・メディアリレーション及びプレスリリース ウ) 実施体制及び業務スケジュールの管理・運用 エ) 効果測定方法の設定や分析 ※詳細は別紙「令和6年度 移住促進に関する戦略的広報PR業務委託に係る仕様 書」のとおり。

4. 応募資格

本業務委託は、単独または共同提案により行うものとし、参加要件は以下のすべてを満たす企業もしくは複数の法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

（1）単独提案の場合

①単独の法人での参加は、島根県内に本店または支店、営業所のいずれかを有する法人（以下、「県内法人」という。）であること。

（2）コンソーシアム提案の場合

①コンソーシアムの構成員での参加は、構成員のうち1者以上は県内法人であり、管理法人を定めること。管理法人は、本事業の運営管理、コンソーシアム構成員相互の調整、財産管理などの事務的管理を主体的に行う母体としての機関とし、コンソーシアムを構成する法人を代表する。

管理法人は以下の要件を満たすこと。

ア) 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有すること。

イ) 委託業務を円滑に遂行するために必要な管理能力を有すること。

②コンソーシアムの構成員として企画コンペ応募申込みを行う場合は、以下の要件も満たすこと。

ア) コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

イ) コンソーシアムの構成員が単独企業等としても重複参加する者でないこと。

（3）単独の法人もしくはコンソーシアムの構成員は次の各号を満たすこと。

①地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。

②地方自治法施行令第167条の4第2項各号に該当すると認められる事実があった後2年を経過しない者でないこと。また、その者を代理人、支配人その他の使用人または入札代理人として使用者でないこと。

③国または地方公共団体との契約に関して指名停止を受けている期間中の者でないこと。

④最近1事業年度の消費税および地方消費税の滞納がないこと。

⑤島根県の区域内に事業所を有する者にあっては、県税の滞納がないこと。

⑥島根県の区域内に事業所を有しない者にあっては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税の滞納がないこと。

⑦民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続き開始の申し立て、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申し立てまたは、破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申し立てが行われている者でないこと。

⑧宗教活動や政治活動を主たる目的とする者でないこと。

⑨暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者でないこと。

⑩当該委託業務について十分な業務遂行能力を有すること。

（4）委託業務終了までの間、財団U I ターン推進課との連絡調整が隨時行えると判断できる法人であること。

5. 募集に関するスケジュール等

事業の委託にあたり、企画提案参加希望者は、事前に参加申込書を財団に提出すること。

その上で、参加資格を有する者に対し、企画提案書の提出及び企画審査に関する通知を行う。

(1)告知開始	令和6年2月22日(木)	財団サイトでの募集開始。
---------	--------------	--------------

(2)質問の受付期間	令和6年3月4日(月) 12時まで【必着】	本実施要領及び仕様書に関する質問は、別紙「質問書（様式1）」によりメールにて提出すること。
(3)質問の回答日	令和6年3月6日(水) (予定)	回答は、質問者からの質疑を全てとりまとめて、しまね移住情報ポータルサイト「くらしまねっと」内のお知らせに掲載する。
(4)企画提案参加申込書の提出	令和6年3月8日(金) 12時まで【必着】	企画提案への参加を希望する者は、別紙「参加申込書（様式2）」を持参又は郵送により1部提出すること。
(5)参加資格通知日	令和6年3月12日(火) (予定)	参加資格を有する者には、その旨を通知する。

6. 企画提案書の提出方法及び提出期限

(1)提出方法	持参または郵送により提出すること。 (FAX、E-mailでの提出は受け付けない)
(2)提出先	(公財)ふるさと島根定住財団 U I ターン推進課（担当：板倉） 〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18 松江テルサ3階
(3)提出期限	令和6年3月25日(月) 12時まで【必着】

7. 企画提案に係る提出書類

(1)企画提案書	・企画提案書には以下の項目を盛り込むこととし、4部提出すること。 ①企画コンセプト ②イベントの広告配信内容 ③実施体制及び業務スケジュール ④効果の測定方法 ⑤その他目的を達成するために企画実施する内容
(2)見積書	・4部（3部は写しでも可）提出すること。 ・見積額は、提案する企画内容等の実施に係る一切の経費を見込むこと。 ・明細項目には内訳ができるだけ具体的に記載し、可能な限りそれぞれの積算方法を示すこと。
(3)会社概要	・1部
(4)執行体制	・4部 ※本事業を遂行するための執行体制を提出すること。
(5)主な受注実績	・4部 ※官公庁等からの過去3年間の主な受注実績一覧を提出すること。

8. 業者選定方法等

(1)企画審査	参加資格を有する者については、プレゼンテーションによる企画審査を行う。 【日 時】令和6年3月27日(水) 【場 所】定住財団会議室 (松江市朝日町478-18松江テルサ3階) 【方 法】各社30分以内のプレゼンテーション (プレゼンテーション20分、質疑応答10分)
(2)審査結果	プレゼンテーション後、審査を行い、各提案者に書面で通知する。

9. その他

- (1) 企画提案競技に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、提出書類等は原則として返却しない。
- (3) 採用する企画提案書の使用権は、公益財団法人ふるさと島根定住財団に帰属する。
- (4) 受領した提出資料の差し替え及び再提出は認めない。
- (5) 委託契約後、契約額の範囲内で内容を変更する場合がある。
- (6) 令和6年2月島根県議会において本業務に関する予算議決がない場合には、当該契約を行わない。

10. 問い合わせ先

公益財団法人ふるさと島根定住財団 U I ターン推進課 (担当：板倉)

〒690-0003 松江市朝日町 478-18 松江テルサ 3階

電話 0852-28-0690

FAX 0852-28-0692

E-mail uiturn@teiju.or.jp